

受注型企画旅行条件書

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面) (旅行業法第12条の5による契約書面)

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

当社のツアーに申込みをされる場合の取扱いは、本旅行条件書の定めるところによります。

お申し込みいただく前に必ずお読みください。

[1] 募集型企画旅行契約

募集型企画旅行とは、HamadaGoldExperience（以下「当社」といいます）が、参加者募集のためにあらかじめ、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

参加者が当社に支払うべきツアー料金（以下「旅行代金」といいます）の額を定めたツアーに関する計画を作成し、これにより実施するツアー（以下「旅行」といいます）をいいます。この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」といいます）を締結することとなります。契約の内容および条件は、当社ホームページ（以下「ホームページ」といいます）、募集広告（パンフレット等）に記載されている条件のほか、本旅行条件書（以下「旅行条件書」といいます）、最終日程表（以下「確定書面」といいます）および標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

[2] 契約の申込みと成立時期

①お客様がホームページ上の予約システムを利用して磁気的な方法により当社に契約の申込みをされる場合、予約システムより必要事項を入力し、必要な同意確認をした上で、「予約」より「オンラインでの決済」を行ってください。契約は、申込金の納入がなくても「決済完了画面」がお客様に到達したときに成立いたします。ただし、予約システムより「決済完了画面」のデータを送信していたにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等、お客様側の事情により決済完了画面を確認できなかったとしても契約は成立となります。決済完了画面が確認できなかった場合は、ホームページ上にてお客様ご自身でご確認ください。

②お客様がホームページ上の予約システムを利用して磁気的な方法により、当社に予約をリクエストする場合、予約システムより必要事項

を入力し、必要な同意確認をした上で、「リクエスト」を送信ください。送信後、「リクエストが送信されました」というメッセージが表示されます。この時点で予約は完了しておりません。当社からの回答をお待ちください。当社による予約リクエスト確認後、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「見積書」といいます）をメールにて送信いたします。見積書に記載されている内容にご承諾いただけましたら、請求書をメールにて送信いたします。請求書に記載されている「支払期日」までに請求書内のリンクから旅行代金をお支払いください。

契約は、申込金の納入がなくても当社が契約の締結を「承諾」した旨の通知である「支払完了画面」がお客様に到達したときに成立いたします。ただし、当社より「支払完了画面」のデータを送信していたにもかかわらず、お客様の受信端末の不具合等、お客様側の事情により支払完了画面を確認できなかったとしても契約は成立となります。支払完了画面が確認できなかった場合は、ホームページ上にお客様ご自身で必ずご確認ください。

③ 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した後、当社が定める期間内に当社に申込書の提出と申込金をお支払いしてください。契約は、当社が予約を承諾し、申込金（旅行代金の全部または一部）を受領したときに成立するものとします。申込金は、旅行代金または取消料もしくは違約料の一部に充当します。お客様が当社所定の期間内に申込金のお支払いがなき場合は、当社は予約がなったものとして取り扱います。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に予約の申込みがなされた場合には、契約は申込金の納入がなくても「当社が予約を承諾する旨」をお客様に通知したときに成立いたします。

旅行代金の額	申込金（おひとり）
20,000 円未満	5,000 円以上
20,000 円以上 50,000 円	10,000 円以上
50,000 円以上 100,000 円	20,000 円以上
100,000 円以上	旅行代金の 20%

- ④ 当社は同じ行程を同時に旅行する複数のお客様および団体・グループを構成するお客様（以下「構成者」といいます）が責任のある代表者を定めたときは、その者が契約の申し込み、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は当該代表者（以下「契約責任者」といいます）との間で行います。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、なんらの責任を負うものではありません。当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- ⑤ 旅行参加に際し、特別な配慮を必要とされるお客様は、契約の申込み時にお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）当社は可能な範囲内でこれに応じますが、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担となります。

[3] 契約締結の拒否 当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- ① お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき
- ② お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合
- ③ お客様が当社に対して暴力的または不当な要求行為、脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為などを行った場合
- ④ お客様が風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは業務を妨害する行為などを行った場合
- ⑤ 前条⑤の申し出のあった場合であって、お客様の参加のために必要な措置が講じられないとき
- ⑥ 申込者が20才未満である場合
- ⑦ 当社の業務上の都合があるとき

[4] 契約書面の交付

- ① お客様がホームページ上の予約システムを利用して磁気的な方法により当社に契約の申込みをされた場合、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した書面はお客様の使用する通信機器ファイルに保存いただくか、お客様ご自身で印刷、保存してください。これにより、当社は取引条件を説明し、同書面を交付したものとして取り扱わせていただきます。

また、これらの書面の記載内容をもって契約書面の内容とさせていただきます。

② 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段を利用して当社に契約の申込みをされる 場合、当社は契約の成立後速やかに、お客様に契約書面を交付します。

[5] 確定書面の交付

① 契約書面において、確定された旅行日程または運送もしくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関および表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。

② 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

③ 確定書面を交付した場合には、当社が手配した旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該 確定書面に記載するところに特定されます。

[6] 旅行代金

① 旅行代金は、特に記載のある場合を除き大人一名様代金です。

② お客様がホームページ上の予約システムを利用して当社と契約をされた場合、旅行代金は決済代行サービスを通してお支払いいただきます。

③ 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段を利用して当社と契約をされた場合、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する旅行代金をお支払いください。

[7] 契約内容の変更

① 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公庁の命令、当初の 運行計画によらない運送サービス

の提供、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、お客様に理由を説明して契約内容を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

②運送・宿泊機関の利用人数によって旅行代金が異なるコースにおいて、お客様の都合で利用人員が変更になった場合は旅行代金の額を変更することがあります。

③お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の事項をご記入の上、所定の金額の手数料とともに当社にご提出いただきます。

[8]お客様による契約の解除

①お客様は下記の取消料をお支払いでいただくことにより、契約を解除できます。

ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けいたします。

旅行契約の解除期日	取消料（おひとり）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日帰り旅行以外	日帰り旅行（夜行含む）
①21日前に当たる日以前の解除	無料	無料
②20日前に当たるに以前の解除 （③～⑦を除く）	旅行代金の 20%	無料
③10日前に当たるに以前の解除 （④～⑦を除く）	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
④7日前に当たるに以前の解除 （⑤～⑦を除く）	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
⑤旅行開始の前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
⑥旅行開始の当日の解除（[7]を除く）	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
⑦旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

②取消料（宿泊のみご予約になった場合）

	旅行開始後の解除 または無連絡不参 加	当日	前日	2~3 日 前	4~5 日前	6~7 日前	8~20 日 前
1~14 名	100%	50%	20%		無料		
15~30 名	100%	50%	20%			無料	
31 名以上	100%	50%	30%				10%

②次に掲げる場合は取消料を頂きません。

- (1) 旅行契約の内容に 7[1]に例示するような重要な変更が行われた場合
- (2) [7]②に基づいて、旅行代金が増額改定されたとき
- (3) 当社がお客様に対し [5]①の期日までに確定書面を交付しなかったとき
- (4) 当社の責めに帰すべき事由により、当初の日程どおりの実施が不可能になったとき

[9] 当社による契約の解除

当社は次に例示するような場合は、旅行開始前または旅行開始後に契約を解除することができます。

- ① 旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき

- ② あらかじめ例示した申込条件の不適合が判明したとき
- ③ お客様の病気、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき
- ④ お客様が契約内容について合理的な範囲を超えて当社に負担を求めるとき
- ⑤ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼしましたは団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき
- ⑥ 最少催行人数に達しなかったとき
- ⑦ 契約締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れがきわめて大きいとき

[10]旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されていない施設使用料、飲食代金およびそれに伴う税、サービス料などの個人的料金、傷害・疾病に関する医療費、運輸機関が課す付加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。

[11] 当社の責任

① 当社の責任と損害賠償 当社は契約の履行にあたって、当社の故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。

②免責事項 当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。

ア,天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊施設等のサービス提供の中止による損害

イ,食中毒

ウ,お客様ご自身の故意または過失による損害

エ,その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害

[12]お客様の責任

お客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。

[13]旅程保証

①当社は契約内容に重要な変更が生じたときは下表のとおり、標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規程に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1.契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2.契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3.契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更	1.0%	2.0%
4.契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
5.契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
6.契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
7.前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

ただし、変更補償金の額は、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。また、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

[2] 変更の理由が[7]①に掲げた不可抗力の場合、当社は変更補償金を支払いません。

[14] 特別補償

当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故で生命、身体または手荷物に被られた一定の損害について、標準旅行業約款特別補償規定で定める補償金および見舞金を支払います。

[15]個人情報の取扱い

① 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配 およびそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受け できることあります。取得した個人情報は旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して対応いたします。

② 当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

当社は、

- (1) 当社商品やサービス、キャンペーンのご案内
- (2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い
- (3) アンケートのお願い
- (4) 特典サービスの提供
- (5) 統計資料の作成 に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

③ 当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号またはメールアドレスなど のお客様への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社提携先との間で共同して利用させていただくことがあります。当該提携先は、それぞれの営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。

④ 当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、第三者提供の記録の請求 があった際には、速やかに対応する

ものとします。

[16] 振込手数料 金融機関等への振込手数料はお客様の負担となります、ご了承ください。

[17] 営業補償金

①当社と契約を締結したお客様は、その取引によって生じた債券に関し、当社が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業補償金から弁済を受けることができます。

②当社が営業補償金を供託している供託所の名称および所在地は、下記のとおりです。

松江地方法務局浜田支局 島根県浜田市田町116-1

[18] 約款準拠 本条件書に記載のない事項は標準旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）に定めるところによります。

[19] 旅行条件の基準日 旅行条件および旅行代金の基準日については令和6（2024）年9月1日となります。

取扱個所

〒697-0023 島根県浜田市長沢町1474-7

Hamada Gold Experience

島根県知事 登録旅行業 第地域限定-115号

旅行業務取扱管理者 関口 幸江

y-sekiguchi@hamada-gold-exp.com

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

契約に関し不明点等がありましたら、当社の旅行業務取扱管理者までお問い合わせください。

